

## 平成21年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成21年7月30日（木） 午前10時から11時30分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第5会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 12名

石塚幸夫、岡田テイ子、加藤良三、小嶋澄子、篠原昇、下條輝雄、鷹野吉章、野沢邦江、宮島義和、見ル野一太、山崎隆、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼地域福祉推課長（三ヶ尻）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課（小島、堀）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事

1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）福祉のまちづくり条例に基づく整備基準改正の基本的考え方について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル抜粋

資料3 府中市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準改正の考え方について  
（案）

■ 議事概要

事務局：皆様おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中12名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、太田委員、上野委員、十蔵寺委員の3名です。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきますと思います。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

以上でございますが、不足などがございましたら、事務局へお申し出願います。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃ

いますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。日程2の(1)会議録の確認について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：お手元の資料1、第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せるなどの修正をしたものです。よろしければ市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：何か修正すべきことなどありますか。

よろしいでしょうか。なければ承認することといたします。

では、議題の(2)福祉のまちづくり条例に基づく整備基準改正の基本的考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：資料のご説明に入ります前に、前回の審議会でご審議いただきました「条例改正」の提言ですが、先日、各委員に送付させていただきました結果、文章の表現の訂正をいただいたほか、内容についてのご意見は特段ございませんでしたので、7月17日付けで正式に提言として確定し、市長まで報告いたしました。これを受け、現在市のほうで条例改正の手続きを行っております。

それでは資料2についてご説明いたします。

資料2は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の「建築物編、共同住宅等以外」の抜粋でございます。東京都が先に改正をしております、マニュアルとして届いたものをお配りさせていただきました。条例に基づく整備基準を改正して、どのように施設整備がなされるか、イラスト等もございますので、イメージを持っていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、42ページです。ページの構成としまして、左側のページ1番上に整備項目として「①移動等円滑化経路等」とあります。そして「基本的考え方」があり、その下に整備基準の表と解説があります。右側のページにイラストによる説明があります。

左ページの整備基準の表ですが、表の左側が今回新設いたしました「遵守基準」であり、右側が「努力基準」です。両者の関係ですが、一定の種類で一定の規模の建築物を新設する場合は遵守基準が適用され、届出の対象となり、それ以外の建築物については努力基準が適用されることとなります。

例えば共同住宅ですと2,000㎡以上のもの、観覧場ですと1,000㎡、ホテルですと1,000㎡以上のものに遵守基準が適用され、届出の対象となります。2,000㎡以下のものについては、努力基準が適用されることとなります。遵守基準は最低限守っていただくものであり、努力基準はそこからさらに対象を広げたものであり、遵守基準よりも厳しいという関係にあります。

①移動等円滑化経路等は、道路から利用居室まで、それから、利用居室からだれでもトイレや車いす使用者用駐車場までを経路として段差なく円滑に利用できるように規定しており、新しく設定したものです。

次に移りまして、46ページで②出入口としまして、扉の幅や扉が円滑に開閉できるかなどを規定しております。幅は85cmということで、ただし書がなくなった分厳しくなっております。52ページで③廊下等としまして、廊下の幅は140cm以上ということで歩行者と車いす使用者がすれちがえる幅を確保しております。これもただし書がなくなった分厳しくなっております。

このような形で各整備項目ごとに整備を図っていきまして、全部で28項目にわたり整備すべき内容について規定しております。このようなマニュアルを使用しまして事業者との協議、指導・助言を行うこととなります。

次に資料3についてご説明いたします。

資料3は、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正に係る提言でございます。条例の改正に併せて、施設を整備する際の判断基準となる整備基準も見直しを図りたいと考えており、その提言内容についてご審議いただくものです。

1ページは「はじめに」としまして、府中市における福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインの沿革などを記載しております。

2ページに入りまして、「これまでの経緯」でございまして、(1)で平成8年に福祉のまちづくり条例を制定し、以降、整備基準に基づき施設整備を行ってきたことを書いております。

(2)で子育て支援環境の整備を進めるためにベビーチェアやベビーベッドを整備項目に追加したことを記載しております。

(3)でバリアフリーの関係法令で、以前は交通バリアフリーとハートビル法があり、それらが発展・統合し、現在バリアフリー新法が成立したこと、それを受け東京都では建築物バリアフリー条例を制定したことを記載しております。

これらの国や都、市の動きのなか、ユニバーサルデザインの理念が広がりを見せ、府中市においてもユニバーサルデザインの理念に立った条例と整備基準を策定するということとなります。

そこで、2の「福祉のまちづくり条例改正に伴う整備基準の改正の基本方針」ですが、(1)で遵守基準を創設し、実効性を高めることを書いております。

(2)で現行の整備基準についてもユニバーサルデザインの視点に立ち、見直し・充実を図ることを記載しております。

(3)で、バリアフリー法等と整合性を図ることを書いておりまして、具体的には整備基準の数値、表現の仕方、それからバリアフリー新法による整備は建築確認のなかで義務付けとなっておりますので、重なっている部分は届出を免除するというのを考えております。

3の「整備基準の改正の要点」に移ります。(1)は建築物についてですが、建築物はその用途によって、共同住宅等以外、共同住宅等、小規模建築物の3種類に

わけて運用していきます。

アでは遵守義務と届出について、イは努力義務に係る整備基準については届出の義務が発生しませんので、報告を求めることにより適切に対応することを記載しております。ウは市民の方に身近な小規模建築物に関する整備基準を新設するものです。具体的には、200㎡未満の診療所や薬局、同じく200㎡未満の物販店舗や飲食店について、出入口の段差をなくすこと、車いす使用者でも利用できるトイレとすること、など項目を絞って遵守義務として規定したいと考えております。

(2)は道路についてで、アは誘導ブロックの仕様はJIS規格によること、イは歩車道の分離はセミフラット形式によることを記載しております。資料の最後に図を載せておりますが、セミフラット形式による場合は歩道と車道の段差の差が少ないので、高齢者や障害のある方の移動には適しているとされております。ただし、バスの停留所については、歩道が高いほうがバスの乗り降りはしやすいので、その旨整備基準の解説に記載したいと考えております。ウはエスコートゾーンについてで、視覚障害者の方が横断歩道をわたる際の誘導となるようにするので、これも後ろに写真がございませう。設置主体は市ではなく警察になりますが、警察のほうで整備を進めておりますので、記載したいと考えております。

以下公園、公共交通施設、路外駐車場の区分についても整備基準を見直し、資料2でご説明しましたような各種整備項目を設定し、施設の整備を図っていくということになります。

表現等は今後変更してまいります、現段階で大筋としてこのようなものでよいか、ご審議をお願いいたします。

会長：資料2については、東京都のほうでマニュアルを作りまして、その抜粋です。今まで努力基準であったものが、一部遵守基準に変わっています。

府中市においても、これを受けまして整備基準改正の考え方ということで、市に提言していく。その内容が資料3で、これをベースに議論させていただきたい。

まず、1ページから文言整理も含めて、ご意見ありますでしょうか。

委員：「施行規則として」と書いてありますが、府中市の施行規則でしょうか。

事務局：はい、府中市福祉のまちづくり条例施行規則です。第1回の会議の際に資料2としてお配りしたものです。

会長：2ページに入りまして、「これまでの経緯」ですが、何かありますでしょうか。

委員：(1)で一般都市施設のうち一定規模以上のものを特定施設として届出義務を課しているということも書いたほうがよいと思います。

(2)の平成13年の改正で、共同住宅を整備対象として追加したのであれば、それも書いたほうがよいと思います。

括弧書きで交通バリアフリー法など略称の記載があるのですが、市長にお出しする意見具申なので、正しく「以下～という。」と明確に書くほうがよいと思います。

事務局：ご意見を反映した形で修正したいと思います。

- 委員：(3)のイの2段落目で、「建築確認申請時において基準への適合が義務化され」とあるのですが、「基準」というとよくわからないので、「整備基準」と表現しておいたほうがよいと思います。
- 資料2を見ると、整備基準の内容については、厳しい基準を使っているので、方向性は概ねこれでよいと思います。
- 会長：文章の表現について整理をお願いします。
- 2の福祉のまちづくり条例改正に伴う整備基準の改正の基本方針についてご意見ありますでしょうか。
- 副会長：2の(1)で今回の改正で努力基準に加え遵守基準ができるとありますが、6ページでさらに、「望ましい基準を示す」とあり、これが東京都以上の府中市の独自性を示すものとなるのであればなお、はじめから2の(1)で3つの基準があると書いたほうがよいのではないのでしょうか。
- 事務局：整備基準としては表現されない、細部に関する事項も施設の整備には必要ですので、それが望ましい基準ということになり、資料2マニュアルの整備基準の記載のあとに出てきます。ご意見のとおり府中市の独自性を示すことができる部分だと思います。
- 委員：今の点で、東京都のマニュアルだと望ましい基準ではなく望ましい整備となっているので、こういう書き方にしたほうがよいのではないのでしょうか。
- 会長：これについても確認をお願いいたします。
- 委員：「ユニバーサルデザインの考え方に立って」とありますが、我々は議論してきたのでわかるのですが、はじめて見る方のために注釈や具体的な内容が必要ではないのでしょうか。
- 会長：市長に提言という形ですので、市長はユニバーサルデザインを知っているだろうということになりますが、確認をお願いいたします。
- 委員：2の(3)の「バリアフリー新法」と「建築物バリアフリー条例」を併せて「バリアフリー法等」というとありますが、これは一般的な言い方でしょうか。
- 事務局：一般的な言い方ではありませんが、何箇所か出てきますので、表現を簡潔にするためにまとめて記載したものです。
- 委員：今回の改正ではバリアフリー新法との整合性を図るというのが大きなところなので、それが3の(1)アでも出てきて、これは重要な項目ですので、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例とはっきりと名称を出したほうがよい。
- また、その後に「整合性を図った遵守義務基準を創設し」と続きますが、「新たな遵守義務基準を創設し」と「新たな」を加えたほうがわかりやすい。
- 事務局：今のご意見を反映させたい。
- 会長：小規模建築物について整備基準を新設するということですが、これについて説明をお願いします。
- 事務局：市民の方に身近な小規模建築物に関する整備基準を新設するものです。具体的には、200㎡未満の診療所や薬局、同じく200㎡未満の物販店舗や飲食店につ

いて、出入口の段差をなくすこと、車いす使用者でも利用できるトイレとすること、など項目を絞って遵守義務として規定したいと考えております。

会 長：共同住宅は入っていますか。

事 務 局：入っておりません。

委 員：小規模建築物は敷地の形状により整備が困難な状況というのものもあるかと思うのですね。このような場合に例外規定を設ける必要があるかどうか。

事 務 局：敷地の状況により整備が困難な場合で人的対応を求めることができる場合は適用を除外したいと考えております。

会 長：確認ですが、遵守義務になることで罰則規定などはどうなりますか。

事 務 局：福祉のまちづくりは市民、事業者との協働により実現するというので、罰則規定を設ける予定はありません。

遵守基準については届出の義務を課し、満たされない場合は、従来の規定による勧告と公表により対応したいと考えております。

会 長：遵守基準については届出、勧告、公表ということですが、努力基準については特に縛りが無い。逆にいうと、この辺に府中市の独自性が出せるということでもあります。

ほかにありますか。

委 員：3の(1)ウの最後のほうに、「敷地内通路、出入口、便所について最低限の整備を求める」とあるのですが、「最低限」というのはとったほうがよいと思います。

委 員：努力基準のところ、罰則とまではいなくても、何か必要ではないかと思いました。

委 員：一人で歩く視覚障害者というのは少ないのですが、誘導ブロックがないと単独歩行は厳しいです。他所からくる人もいますので、すべての施設とはいいいませんが、公的なところはなるべく敷設していただきたい。

また、京王線府中駅のエレベーターの場所がわからないので、音声によって誘導する装置を付けていただくよう要望したい。

委 員：歩道と車道のところの警告ブロックですが、勾配がきつくて滑るところがけっこうあります。あとスーパーなんか行っても段差があるところがあります。強く指導していただくなどしていただかないと、障害者が店に入れないのですね。

委 員：電車は階段があるから大変なので、遠回りしてバスを利用したという人がいます。みなさん段差ということに大変な思いをしているようです。

委 員：「はじめに」と「これまでの経緯」の内容に重なる部分があると思いますので、整理できればと思います。

委 員：前回の提言ではソフト面ということで、情報や教育のことがあったので、誘導ブロックの上に物を置いてしまうと、何のためにあるのかといった情報の発信も必要ではないかなと思います。

また、文章の文末の表現を提言書にふさわしいように整理していただきたい。

委 員：ベンチを増やしたほうが良いという議論がありましたので、公園については記載

がありますが、公共交通施設についても、具体的に記載があったほうがよいと思います。

また、トイレなどの施設の使い方について、鍵がかかっていたりして、許可を取らなければならないといったソフト面のことも別に提言をされるのでしょうか。

事務局：ソフト面については、別に提言するのではなく、前回と今回の提言の内容に含まれているということでご理解いただきたいと思います。

ベンチの記載については、記載を検討いたします。

会長：ベンチのことなど、整備基準のなかで府中市の目玉としてはいかがでしょうか。

事務局：今後、整備基準を策定するにあたりまして、ベンチのことなど強調することは可能だと思いますので検討したい。

会長：付け加えて資料2に手すりの項目がありますが、公的機関の手すりというのはスチールとかアルミの金属製のもので、夏の時期に南側にあれば、握ると火傷に近い状態になるので、カバーを付けるなどするのがやさしいまちづくりの一つの考え方だと思います。このようなことでも独自性を発揮できるので、検討をお願いいたします。

委員：手すりは半身しか動かせない人は行きと帰りのどちらかが使えませんので、両側必要です。また、手すりが急に終わっている場合がありますが、それだと一番上又は下の段で足を滑らすことがあります危険なのです。水平部分を30cmくらい設けないといけない。

会長：総合的に何かありますでしょうか。

委員：3（2）の道路のところで、アにはイとウにある解説がないので入れたほうがよい。

イのセミフラットですが、視覚障害者の方がつまずきやすいので、望ましい整備として植え込みとか柵がある図をいれたほうがよい。

歩行者と自転車の分離についても、幅員の問題があって難しいのですが、どこかで触れていただきたい。

また、横断歩道橋は年を取るときつい。できれば横断歩道にしてほしいという気がします。

事務局：今のご意見を反映したい。

委員：公園の便所というのはどういう基準で作られるのでしょうか。

事務局：便所を設ける場合はだれでもトイレを1以上設けること、という規定になっています。

会長：ほかにありますか。なければ今後のスケジュール等確認をお願いいたします。

事務局：年4回開催予定のうち、3回が終わりました。そこで、第4回は年度の後半になるろうかと思っておりますので、日程が近くなりましたら通知いたしますので、よろしくをお願いいたします。

会長：それではこれにて第3回福祉のまちづくり推進審議会を閉会いたします。

以上